

大学の施設利用のご案内

大学の施設の有効活用するために、公共的な行事や地域の皆様の行事に利用することができます。
申込時には以下のことに注意してください。

1. 大学の施設は、本学の行事・授業及び課外活動に支障がないと認められる場合、利用することができます。

ただし、以下の場合を除きます。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為
- (3) 当該活動の内容が、本学が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (4) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (5) 大学が行う教育・研究活動業務の円滑な運営に支障をきたすもの
- (6) その他学長が不相当と認めるもの



2. 利用する月の原則6ヶ月前から申し込みの受付を行います。(申込みは原則利用日の1ヶ月前までをお願いします。)

3. 施設の利用を希望する方は、別紙「利用可能施設及び問合せ先一覧」に記載の担当係へお問合せください。
(担当の係が不明な際には、国立大学法人佐賀大学環境施設部企画管理課資産管理主担当
Tel 0952-28-8837 へお問合せください。)

利用可能な場合には大学から連絡させていただきますので「不動産一時使用許可願」をご提出ください。
申込みの際には、使用施設及び使用日時等について具体的に記入願います。

4. 利用時間は原則として、午前8時30分から午後5時までとなっています(夜間の利用可能施設を除く)。その他の時間を希望される場合は、別途担当係へご相談ください。

5. 利用時間には準備及び後片付けの時間も含まれます。



6. 利用するには使用料が必要となります。この使用料は原則として前納となっています。
なお、不動産一時使用許可を受けた方の都合によりその利用を取り消し又は利用しなかった場合には、前納された使用料はお返できませんのでご注意願います。

7. 使用料の納入は、利用日の前日までに事務局棟1階にある経理調達課収入係の窓口で現金を持参して納入してください。

なお、銀行振込による納入も可能ですので、施設の利用申込み時に担当係へお問合せください。

8. 「不動産一時使用許可書」を発行した後において、大学の行事等特段の事情により利用のお断りをした場合は、納入された使用料は全額をお返しいたします。

9. 施設等を利用する方の故意又は過失により施設及び設置されている物品を損傷又は汚損した場合は、速やかに原状に修復してください。

修復できない場合は、本学が修復に要した金額の賠償を請求することになります。